

新型コロナウイルス感染症の 自宅療養者配食サービスを行います

新型コロナウイルス感染症により自宅療養する方に対し、自宅療養に専念していただく環境をつくるため、食事を自宅へ配達する事業を行います。

本事業は、開催中の9月議会において、予算案として追加提案していく予定であり、議会の承認をいただき次第、実施してまいります。

1 対象者

新型コロナウイルス感染症患者のうち、自宅療養されており、配食を希望される方

2 実施時期（予定）

令和2年10月1日から令和3年3月31日

3 費用

本人負担なし

4 その他

新型コロナウイルス感染症患者のうち、軽症者は宿泊療養施設への入所療養、重症化リスクの高い方は入院治療となります。

問合せ先 健康部健康政策課 主幹 新井（電話 39-9112）